

医療法人幸里会 桜木クリニック 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができる働きやすい環境を整備し、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 9月 1日～令和 7年 8月 31日までの 5年間

2. 内容

《次世代育成支援対策の目標・取組》

目標 1 : 計画期間内に、育児休業の取得率を 100%にする。

<対策>

- 令和 2年 9月～ 妊娠中や出産後の女性職員の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
- 令和 2年 9月～ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として、育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しをする等の措置の実施

《女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供》

目標 2 : 計画期間内に、有期雇用労働者から、正規雇用労働者への転換を、実施する。

<対策>

- 令和 2年 9月～ 転換制度について、周知を図り、対象者にヒアリングを実施し、希望者を募集する。
- 令和 3年 1月～ 希望者に面接試験を実施し、評価により、正規雇用への転換を判断する。

《職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備》

目標 3 : 計画期間内に、有給休暇の取得率を 100%にする。

<対策>

- 令和 2年 9月～ 介護休業、介護休暇、子の看護休暇について周知を図る。
- 令和 2年 9月～ 有給休暇の時間単位での取得の制度について周知し、すべての職員が、有給休暇を取得しやすい環境を整備する。